

保護者 各位

令和2年3月10日

糸満市教育委員会
教育長 安谷屋幸勇
(公印省略)

臨時休校の解除について(お知らせ)

保護者のみなさまにおかれましては、本市の感染症防止対策に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在市立小中学校では新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすため、臨時休校としておりますが、下記のとおり、臨時休校を解除し各学校での児童生徒の授業を再開します。

なお、新型コロナウイルス感染症については、国内では依然罹患者がいる状態ですので、感染症防止対策についてご協力いただき、毎朝の検温チェック等の児童生徒の健康管理を実施した上で登校させていただきますようお願い申し上げます。

記

1 授業開始日 ○ 令和2年3月16日(月) 給食あり 月曜日の授業

2 解除の理由

- 糸満市新型コロナウイルス感染症対策会議にて検討した結果、沖縄本島で新たな新型コロナウイルス感染症の発症者が2月20日以降報告されておらず、臨時休校を解除しても感染防止ができる見込みであることから解除とする。

3 解除の対象

- 糸満市立小学校および中学校

4 解除の内容

- 平常授業を行います。
- 給食があります。
- 中学校では、部活動を再開します。

5 学校での感染予防対策について

- うがい、手洗い、咳エチケット等を奨励し実践します。
- 学習活動は学級単位とし、学年単位等の多人数での活動は行いません。
- 教室・体育館での定期的な換気に努めます。
- 教室等の児童生徒の手で触れる部分の消毒(ドアノブ、手すり等)を行います。

6 休校解除前に沖縄本島で新たな感染者が発生した場合

- 休校解除の前に、沖縄本島で新たな感染者が発生した場合は、臨時休校を継続します。

7 休校を解除した後、沖縄本島で新たな感染者が発生した場合

- 発症者が発生した翌日は、児童生徒を受け入れます。(給食あり)
- 発症者が発生した翌々日以降、4月6日まで、臨時休校とします。
- 翌日の感染予防を理由とした欠席は、欠席扱いとしません。

8 感染予防対策の継続について

- 登校前に、検温と健康状態チェックを実施してください。
- 微熱や普段とは違う様子があれば、登校は控えてください。(欠席扱いとはしません)
- 家族に上記のような様子が見られたときも登校はお控えください。

沖縄本島で新規発症者が出た場合は、翌々日より臨時休校を続けます

〈この件の問合わせ先〉 糸満市教育委員会学校教育課 電話 098-840-8165